

法律第十三号（平一八・三・三一）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、五五七人」を「一、五九七人」に、「八八〇人」を「九一五人」に改める。

第二条中「二万二千八十三人」を「二万二千八十六人」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）